指定短期入所療養介護
重要事項説明書

当施設では、あなた様に当施設の短期入所療養介護サービスをご利用いただくに当たり、あらかじめ次のことを説明致します。

１．事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団清陽会
主たる事業者の所在地	御殿場市中畑字飯塚１９３２番地（〒412－0006）
法人種別	医療法人
代表者の氏名	西村　行徳
電話番号	（０５５０）８９－５６７１
事業所番号	**２２B１２０００２１**

２．ご利用施設

施設の名称	富士山麓病院介護医療院
施設の所在地	御殿場市中畑字飯塚１９３２番地（〒412－0006）
管理者の氏名	西村　行徳
電話番号	（０５５０）８９－５６７１
ファクシミリ番号	（０５５０）８９－８０１７

３．施設の目的と運営方針

施設の目的	療養生活の質の向上及びご利用者様のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営方針	ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、短期入所療養介護計画に基づいた短期入所療養介護サービスの提供を行い、ご利用者様が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

４．施設の設備の概要

定員	１５８人
療養室	１人：２室・２人：４２室・４人：１８室（全室８㎡以上/人）
浴室	４室　（一般浴槽：３槽・特殊浴槽：６槽）
機能訓練室	合計　２８４．４８㎡
食堂兼談話室	合計　２０５．２９㎡（１㎡以上/人）
その他設備	診察室、レクリエーションホール、喫茶ルーム　等

５．施設職員の概要　（ 重要事項説明時 ）

職　　種	資　　格	員　　数
管理者	医　　師	１名
医師		２名以上
薬剤師		１名以上
管理栄養士		１名以上
看護職員		27 名以上
介護職員		32 名以上
理学・作業療法士		必要数
介護支援専門員		２名以上
ケースワーカー・ 放射線技師・事務･その他		必要数

６．本人の要介護状態区分　（ 重要事項説明時 ）

要介護状態区分（　　）　認定の有効期間（　　～　　）

※介護保険被保険者証を窓口に提示してください。

有効期限の１ヶ月前までに更新手続きを行ってください。

７．送迎実施地域　　御殿場市　小山町

８．利用料金

（１）当施設の介護医療院における短期入所療養介護の提供（介護保険適用分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として介護医療院における短期療養介護サービス費（要介護状態区分により定められた費用）と個別サービス費（「特別診療費」で１回毎に定められた費用）の合計額です。

ご利用者様には、この介護サービス費について、負担割合証に記載された割合（1 割、2 割、3 割）と各加算、食事負担額及び居住費負担額をお支払いいただきます。

基本単位（１日分）

	<多床室>	<従来型個室>
要介護１	828 単位	715 単位
要介護２	927 単位	813 単位
要介護３	1,141 単位	1,027 単位
要介護４	1,233 単位	1,117 単位
要介護５	1,314 単位	1,200 単位

送迎加算（片道）	１８４単位
療養食加算	１回　８単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	６単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7 日間を限度）	２００単位
若年性認知症利用者受入加算	１２０単位
緊急短期入所受入加算（7 日間を限度）	９０単位
緊急時治療管理　（月１回３日を限度）	５１８単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）　総単位数×6.2%×本人負担割	

○基本料金は、所定の単位に１０．１４円を乗じて得た額です。
○食材料費は１食あたり朝食４１７円、昼食５６４円、夕食５６４円です。
○滞在費は１日あたり６９７円<多床室>、１，７２８円<従来型個室>です。
○送迎実施地域以外の送迎料金

送迎実施地域以外の地区にお住まいの方で、当施設の送迎を利用される場合は、送迎費用として下記料金をいただきます。

送迎実施地域を越えた場合、片道概ね２０キロ未満　　２，０００円
送迎実施地域を越えた場合、片道概ね２０キロ以上　　３，０００円

（２）その他の費用

特別な食事の提供に要する費用、理容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用はご利用者様の負担となります。

（３）介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料

ご契約者様の希望により、その利用料金の全額がご契約者様の負担となるサービスです。内容・利用料金等は別紙３をご覧下さい。

（４）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）（３）の料金は月末で締めて計算し、ご請求します。
翌月の２０日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。
支払い方法　　ア．窓口での現金支払い
イ．銀行振込
振込口座：静岡銀行　御殿場支店　　普通 1096358
口座名義：医療法人社団　清陽会　　(ｾｲﾖｳｶｲ)

（５）　その他

ご利用者様の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご利用者様が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市区町村の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

９．サービスの利用方法

（１）　利用開始

○　当施設に電話でお申し込みください。当施設の担当職員がお宅に伺い、当施設の短期入所療養介護サービスの内容等についてご説明します。

○　この説明書により同意を得た後、当施設の管理者が短期入所療養介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。（入所期間が短い場合は作成しない場合があります。）

○　居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

（2）サービスの終了

ア　ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の７日前までに文書で申出てください。

イ　当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の１４日前までに、文書により通知します。

ウ　自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合。
・ご利用者様の要介護度が非該当（自立・要支援）と認定された場合
・ご利用者様が亡くなったとき

エ　その他

・　当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者様やご利用者様のご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当施設が破産した場合、ご利用者様及びごご家族は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

・　ご利用者様及びご家族がサービスの利用料金を２ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、ご利用者様及びご家族が当施設に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

10. 支払い遅延に対する措置

上記方法による支払いが無く、さらに２ヶ月以上遅延し、料金の支払い督促を行ったにもかかわらず、１０日以内支払いが無い場合は、連帯保証人の責任においてお支払いいただくことになります。

11. 事故発生時の対応

当施設では、ご利用者様各位の安全を確保するために医療安全管理規定を定め運営しております。同規定には、万一事故が発生してしまった際の対応も合わせて記載してあります。また、同規定は、各部署にて保管しておりますので、閲覧のご希望があれば担当者にお申し付け下さい。

【ご家族にご理解いただきたい事項】

当施設では、看護・介護にあたり、ご利用者様各位に安全に治療・療養していただけるよう十分注意しておりますが、ご利用者様の状態による転倒やご利用者様間のトラブルによる事故、怪我など未然に防ぐことができない場合もあります。入所を希望される場合は、当施設及び入所されているご利用者様の特殊性などをご理解ください。（別紙 2）

12. 個人情報の取扱い

当施設は個人情報の保護に関する法律に基づき、ご利用者様の個人情報を適切に取り扱いします。つきましては、掲示、説明した個人情報に関する内容について同意を頂きます。その他、ご利用者様個々の希望による個人情報の使用範囲、及びプライバシーに関する希望にもできる限り対応します。（別紙 1）

13. 苦情・相談等申出窓口

（1）当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情をお受けする常設の窓口として担当者を配置しております。

また、担当者が不在のときには、初期対応を在院の職員が対応できるようにすると共に、担当者に適切に引き継ぎ、苦情に対する早期改善、是正措置を講ずるよう配慮いたします。

担当窓口：ケースワーカー　吉永哲哉（ヨシナガ　テツヤ）
電話番号：0550-89-5671　ファックス：0550-89-8017
受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00 まで

（2） 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制、手順

ア　苦情を受けた場合は、速やかにご利用者様側と連絡を取り、直接事情を伺い、苦情内容の確認をする。

イ　担当者は、苦情の内容を管理者に報告する。

ウ　管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情処理に向けた検討会議を行う。

エ　検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、管理者は、具体的な対応を指示する。

オ　苦情の処理結果を記録し、再発防止に努める。

カ　ご利用者様からの苦情に関して国民健康保険団体連合会や各市町村担当部門が行う調査に対して協力し、また、それら関連機関による指導・助言に従って必要な改善を行う。

（3） その他

平素よりご利用者様からの苦情を受けないように充実したサービス提供に心がけます。

関連機関連絡先

・御殿場市　健康福祉部長寿福祉課
　　所在地　　〒４１２－８６０１
　　御殿場市萩原４８３番地
　　電話番号　　（０５５０）８３－１４６３

・小山町　長寿介護課
　　所在地　　〒４１０－１３９５
　　駿東郡小山町藤曲５７-２
　　電話番号　　（０５５０）７６－６６６９

・裾野市　介護保険課
　　所在地　　〒４１０－１１１８
　　裾野市佐野１０５９
　　電話番号　　（０５５）９９５－１８２１

・三島市　介護保険課
　　所在地　　〒４１１－８６６６
　　三島市北田町４番地４７
　　電話番号　　（０５５）９８３－２６０７

・沼津市　長寿福祉課
　　所在地　　〒４１０－８６０１
　　沼津市御幸町１６番地１
　　電話番号　　（０５５）９３４－４８７３

・静岡県国民健康保険団体連合会　介護保険課
　　所在地　　〒４２０－０８２３
　　静岡市葵区春日２丁目４番３４
　　電話番号　　（０５４）２５３－５５９０

・静岡県社会福祉協議会
　　所在地　　〒４２０－０８５６
　　静岡市葵区駿府町１の７０
　　電話番号　　（０５４）２５４－５２４３

13. 非常災害対策

非常時の対応	・対策本部を設け、職員・ご利用者様に適切な対策の周知徹底をはかります。 ・職員には直ちに緊急連絡網にて連絡・招集し、ご利用者様のご家族に連絡します。 ・何よりもご利用者様の人命救助を第一とします。 ・夜間は当直者が対応しますが、災害の状況により、前述同様の対応を行います。
近隣との協力関係	・地元の消防団
平常時の防災訓練等	・年２回、火災など災害を想定した防災訓練を行っています。
防災設備	・消火栓 ・消火器 ・日常食の備蓄 消防署への届出：昭和５５年１０月９日
消防計画	防災管理者　　：勝又　信博 内　　容　　：甲種防火管理者

14. 協力医療機関等

医療機関１	名　称	公益社団法人有隣厚生会　東部病院
	所在地	御殿場市茱萸沢 1180 番地-2
	電話番号	0550-89-8000
	診療科	内科、消化器内科、外科、血管外科、 整形外科、婦人科、泌尿器科
	入院設備	一般病床 37 床/地域包括ケア病床 23 床
医療機関２	名　称	公益社団法人有隣厚生会　富士病院
	所在地	御殿場市新橋 1784 番地
	電話番号	0550-83-3333
	診療科	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、 糖尿病内科、脳神経外科、外科、乳腺外科、 泌尿器科、整形外科、眼科、皮膚科、婦人科
	入院設備	一般病床 160 床
歯科	名　称	医療法人社団晴朗会　おおば歯科
	所在地	御殿場市萩原 992 番地-246
	電話番号	0550-80-1182

15. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪･面会	面会時間　９時～１９時まで ※お部屋に行く前に、必ずサービスステーションに寄って下さい。
外出･外泊	外出・外泊の際には主治医の許可を得て、必ず行き先と帰院時間を職員に申し出る等、必要な手続きをおとりください。
療養室・設備・ 器具の利用	施設内の療養室（喫茶室）や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内・施設内共に原則として禁止。 飲酒は原則として禁止。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
財産の管理 （所持品等）	所持品等は最小限必要な物とし、持ち込む際には施設担当者の許可を得てください。また所持品等の破損・紛失には施設は責任を負いかねますのでご注意ください。
宗教活動　政治活動	施設内での他のご利用者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
その他	施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

2026.9.18

（別紙 1）

医療法人社団清陽会

富士山麓病院介護医療院における個人情報保護に関する方針
（プライバシーポリシー）

当施設では、ご利用者様の個人情報について下記の方針と目的に基づき適正に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでおります。個人情報保護に関してご質問などがありましたら、担当窓口にお問い合わせください。

令和 2 年 4 月

1. 当施設は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
2. 当施設は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
3. 当施設は、個人情報の利用目的を出来る限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
4. 当施設は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人やご家族の同意を得ることなく外部に提供しません。
5. 当施設は、個人情報を的確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
6. 当施設は、本人やご家族が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
7. 当施設は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
8. 当施設は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
9. 当施設は、この方針を実行するために、個人情報の保護に関する規定を定め、これを当施設役職員に周知徹底し、確実に実施します。

個人情報の利用目的について

当施設では、ご利用者様やそのご家族の個人情報を別記の目的で利用させていただくことがあります。なお、別記目的以外で利用させていただく必要が生じた場合には、改めてご利用者様、またはそのご家族から同意を頂きます。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

当施設では、ご利用者様やそのご家族の個人情報の開示・訂正・利用停止についても、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等の規定にしたがって適切に処理を進めています。

手続きの詳細のほか、不明な点は相談窓口までお気軽にお尋ねください。

○相談窓口　：　担当者　ケースワーカー　吉　永　哲　哉（ヨシナガ　テツヤ）

TEL　　０５５０－８９－５６７１（代）

【別　記】

当施設におけるご利用者様の個人情報の利用目的は

１．施設内での利用

1. ご利用者様に提供する医療・介護サービス
2. 介護及び医療保険事務
3. 入退所等の管理
4. 会計・経理
5. 事故等の報告
6. ご利用者様への医療・介護サービスの向上
7. 施設内看護・介護実習・ボランティアへの協力
8. 医療・介護サービスの質の向上を目的とした施設内症例研究
9. その他、ご利用者様に係る管理運営業務
10. 施設内でのご利用者様の氏名、写真等の掲示

２．施設外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、歯科医療機関、薬局、介護サービス事業者等との連携、照会への回答
2. ご利用者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
3. 検体検査業務等の業務の委託
4. ご家族等への病状・心身の状況説明
5. 保険事務の委託
6. 審査支払機関へのレセプトの提供
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 事業者等から委託を受けた健康保険診断に係る、事業者等へのその結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
10. その他、ご利用者様への介護・医療保険事務に関する利用
11. ホームページ、機関誌に行事など写真等の掲載
12. 認知症高齢者の症状研究のための事例研究

３．その他の利用

１．医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

２．外部監査機関への情報提供

○　上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

○　これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

（別紙 2）

ご家族にご理解頂きたい事項について

当施設は、認知症のご利用者様が大半を占め、入所されております。

看護・介護にあたり、ご利用者様各位に安全に療養していただけるよう十分に注意しておりますが、ご利用者様の状態による転倒やご利用者様間のトラブルによる事故、怪我など未然に防ぐことが出来ない場合もあります。入所を希望される場合は、当施設及び、入所されているご利用者様の特殊性などをご理解下さい。

具体的事例：

① 無許可の離院に基づく事故
② 入所期間中の自殺（自殺念慮、幻覚、妄想が著しい方は自殺企図による事故の可能性もあります。）
③ 様々な状況による転倒（つまづき、身体機能の変化、他のご利用者様が関係するもの。）
④ 様々な状況による転落（ベッド・車椅子・椅子等より、単独・他のご利用者様が関係するもの。）
⑤ 異食（食べ物とそうでない物の認識力低下により、食べ物でない物を食べてしまうこと、またそれに伴う身体面の病状の変化。）
⑥ 誤嚥（飲み込みがうまくいかず気道につめてしまう。盗食や介助を待てず、食物をかき込んでしまう。）
⑦ ご利用者様同士の口論や喧嘩（認知症の症状で、他のご利用者様に打撲や骨折等を負わせてしまう。または被害を受けてしまう。）

等